国際相互承認に係る容器保安規則の一部を改正する省令

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十四条　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあっては、指定都市の長。第二十一条第一項、第二十一条の二第二項、第二十二条第一項、第二十六条及び第二十九条において同じ。）に提出しなければならない。	**第十四条**　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあっては、指定都市の長。第二十一条第一項、第二十一条の二第二項、第二十二条第一項、第二十六条及び第二十九条において同じ。）に提出しなければならない。
（法第五十条第二項第三号の経済産業省令で定める者） **第二十一条の二**　法第五十条第二項第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 ２　法第四十九条第一項の登録を受けた者、法人であってその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又は法人であってその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、容器再検査又は附属品再検査の適正な実施が著しく困難となったときは、容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	［新設］

様式第２（第21条関係）

［略］	［略］	［略］
［略］		
［略］		

欠格事由に関する事項	
１　高圧ガス保安法第７条第１号又は第２号に掲げる者	
２　高圧ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者	
３　心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	
４　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

様式第２（第21条関係）

［略］	［略］	［略］
［略］		
［略］		

欠格事由に関する事項	
１　高圧ガス保安法第38条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者	
２　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者	
３　成年被後見人	
４　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	